平成２２年（再イ）第１４１号
広島県安芸郡府中町浜田２丁目１番50―102号
再生債務者　小野　　忍
1　決議に付する再生計画案　平成23年７月７日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年８月24日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年８月24日まで
平成23年７月27日
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（再ロ）第１号
広島県山県郡北広島町本地40番地６
再生債務者　住田　孝介
1　決議に付する再生計画案　平成23年７月27日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年８月24日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年８月24日まで
平成23年７月27日
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（再イ）第２９号
広島市南区宇品海岸２丁目８番13―202号　久米ビル
再生債務者　新谷　由美
1　決議に付する再生計画案　平成23年７月12日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年８月24日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年８月24日まで
平成23年７月27日
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（再イ）第３７号
愛媛県松山市小栗７丁目３番13号
再生債務者　丸田　　剛
1　決議に付する再生計画案　平成23年７月26日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年８月25日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年８月25日まで
平成23年７月28日　　松山地方裁判所

平成２２年（再イ）第４９号
高知市長浜2470番地１
再生債務者　中山浩一郎
1　決議に付する再生計画案　平成23年７月６日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年８月25日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年８月25日まで
平成23年７月28日
高知地方裁判所民事部個人再生係

平成２２年（再イ）第５０号
高知市長浜2470番地１
再生債務者　中山　充代
1　決議に付する再生計画案　平成23年７月６日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年８月25日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年８月25日まで
平成23年７月28日
高知地方裁判所民事部個人再生係

平成２３年（再イ）第５号
高知市潮見台２丁目2615番地
再生債務者　岸田　貞雄
1　決議に付する再生計画案　平成23年７月21日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年８月25日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年８月25日まで
平成23年７月28日
高知地方裁判所民事部個人再生係

平成２３年（再イ）第１６号
高知市春野町平和256番地
再生債務者　伊藤　誠彦
1　決議に付する再生計画案　平成23年７月21日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年８月25日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年８月25日まで
平成23年７月28日
高知地方裁判所民事部個人再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２３年（再ロ）第５７号
大阪市住吉区東粉浜３丁目20番12号
再生債務者　芝田　禎之
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年８月24日まで
4　一般異議申述期間　平成23年８月29日から平成23年９月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２３年（再ロ）第１００１４号
埼玉県春日部市備後西２―９―27
再生債務者　春日　眞子
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年７月20日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年８月９日まで
平成23年７月26日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再ロ）第２号
千葉県成田市並木町161番地２
再生債務者　神崎　勝利
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年７月25日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年８月18日まで
平成23年７月28日　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（再ロ）第７号
高知市梅ノ辻７番22―604号　アルファステイツ梅ノ辻
再生債務者　吉永　一秀
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年７月22日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年８月25日まで
平成23年７月28日
高知地方裁判所民事部個人再生係

会社合併

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十三年十月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十三年九月十三日を予定しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年六月二十八日
掲載頁　一六三頁（号外第一三八号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年六月二十八日
掲載頁　一六三頁（号外第一三八号）
平成二十三年八月五日
茨城県土浦市中央二丁目一一番七号
（甲）筑波信用保証株式会社
代表取締役　高野　紳二
茨城県水戸市南町一丁目三番三号茨城銀行南町新館六Ｆ
（乙）いばぎん信用保証株式会社
代表取締役　根本　光男

会社合併

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
効力発生日は平成二十三年十月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項に基づき株主総会の承認決議は経ずに合併を決定しております。乙の株主総会の承認決議は平成二十三年八月十九日に予定しております。また、甲及び乙の共通の親会社アルフレッサホールディングス株式会社が全株式会社の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年六月十六日
掲載頁　一一六頁（号外第一一七号）
（乙）掲載紙　上毛新聞
掲載の日付　平成二十三年七月五日
掲載頁　二頁
平成二十三年八月五日
東京都千代田区内神田一丁目一二番一号
（甲）アルフレッサ株式会社
代表取締役　鹿目　広行
群馬県高崎市小八木町三〇九番地
（乙）安藤株式会社
代表取締役　大竹　雅之